

助成事業に関する規程

(平成 22 年 4 月 1 日付施行 平成 24 年 2 月一部改正、平成 27 年 2 月一部改正、平成 29 年 2 月 4 日一部改正、平成 30 年 5 月 20 日一部改正)

第 1 条(目的) この事業は、全国の都道府県商業教育研究会が商業教育活性化のために活動を行うための経済的な助成をすることをねらいとして実施するものである。

第 2 条(申請の団体) この助成事業を申請できる団体は、都道府県商業教育研究会等とし、各都道府県 1 団体とする。

第 3 条(申請書の提出) 助成金を希望する団体は、予め実施する前年度の 2 月末日までに次の書類を添えて申請する。

- 1 助成金申請書
- 2 事業計画書
- 3 事業予算書

第 4 条(助成事業の決定) 助成対象事業の決定は、助成事業審査委員会が原案を作成し、理事会の議を経て、理事長が決定する。

第 5 条(助成金の交付) 助成金は毎年 4 月及び 9 月に交付する。

第 6 条(助成事業報告) 助成事業の報告は、年度末までに次の書類を添えて行う。決算において、残高がある場合は、年度末までに返納する。

- 1 助成金報告書
- 2 事業報告書
- 3 事業決算書

第 7 条(施行細則) この規程の実施について必要な細則は、理事会の議を経て、理事長が決定する。

施行細則

第 1 条 助成金対象事業(規程第 4 条)
助成金の交付対象事業は次のとおりとする。

- 1 各都道府県及びブロック単位で行う商業教育研究会の総会・研究協議会
- 2 各学校や教員向けの商業教育関係刊行物の発行
- 3 各都道府県及び各ブロック単位の生徒奨励事業
- 4 教員資質向上事業
- 5 その他商業教育の発展に資する事業

第 2 条 助成事業審査委員(規程第 4 条)
助成事業審査委員会の委員は理事長、副理事長、総務部長、総務部副部長、経理部長、経理部副部長及び事務局長とする。

第 3 条 助成事業審査委員会(規程第 4 条)
助成事業審査委員会は、各都道府県から申請のあった助成事業及び助成金の額について、審査する。

第 4 条 助成対象事業の決定は、4 月に行う。

第 5 条 助成事業の審査は、次の観点から行う。

- 1 商業教育の振興・発展に寄与するものであること。
- 2 助成に値する事業であること。
- 3 事業の組織及び運営体制がきちんと整備されていること。
- 4 事業計画及び予算がきちんと整備されていること。
- 5 他の事業との重複がないこと。

第 6 条 支出項目
支出項目は、規程第 3 条の事業予算書(様式 3)に示す。なお、必要に応じて別途支出項目を設けることができる。

第 7 条 残金の返納は、年度末までに当協会に振込みで行う。